

令和8年2月24日開会

令和8年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報 告 第 1 号	専決処分の報告（令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第10号））	別冊
議 案 第 3 号	令和7年度寝屋川市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議 案 第 4 号	令和7年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 5 号	令和7年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 6 号	令和7年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 7 号	令和7年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 8 号	包括外部監査契約の締結	1
議 案 第 9 号	工事請負契約の締結（生涯学習（多機能）施設整備工事）	2
議 案 第 10 号	工事請負契約の締結（打上川治水緑地再整備工事）	4
議 案 第 11 号	工事請負契約の締結（深谷排水機場エンジン更新工事）	5
議 案 第 12 号	公平委員会委員の選任	7
議 案 第 13 号	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	11
議 案 第 14 号	寝屋川市行政手続条例の一部改正	13
議 案 第 15 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	16

番 号	案 件	頁
議案第 16 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	20
議案第 17 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	22
議案第 18 号	寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	24
議案第 19 号	寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定	26
議案第 20 号	寝屋川市保育士修学資金貸付条例の制定	28
議案第 21 号	寝屋川市立こども図書館条例の一部改正	33
議案第 22 号	寝屋川市立消費生活センター条例の一部改正	35
議案第 23 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	37
議案第 24 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	47
議案第 25 号	寝屋川市立産業振興センター条例の一部改正	53
議案第 26 号	寝屋川市保健所条例の一部改正	55
議案第 27 号	寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定	57
議案第 28 号	令和 8 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 29 号	令和 8 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 30 号	令和 8 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 31 号	令和 8 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 32 号	令和 8 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計 予算	別冊
議案第 33 号	令和 8 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特 別会計予算	別冊
議案第 34 号	令和 8 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 35 号	令和 8 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 36 号	市道の廃止	65
議案第 37 号	市道の認定	66
議案第 38 号	教育委員会教育長の任命	68

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|-----------|---|----|
| 1 工 事 名 | 生涯学習（多機能）施設整備工事 | |
| 2 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市早子町 23 番 1 号
アドバンスねやがわ一号館 5 階 | |
| 3 工 事 概 要 | (1) 直接仮設工事 | 一式 |
| | (2) 鉄骨工事 | 一式 |
| | (3) 防水工事 | 一式 |
| | (4) 木工事 | 一式 |
| | (5) 金属工事 | 一式 |
| | (6) 左官工事 | 一式 |
| | (7) 木製建具工事 | 一式 |
| | (8) 金属製建具工事 | 一式 |
| | (9) 硝子工事 | 一式 |
| | (10) 塗装工事 | 一式 |
| | (11) 内外装工事 | 一式 |
| | (12) ユニット及びその他工事 | 一式 |
| | (13) 解体工事 | 一式 |
| | (14) 発生材処分 | 一式 |
| | (15) 昇降機設備工事 | 一式 |
| | (16) 電気設備工事 | 一式 |
| | (17) 機械設備工事 | 一式 |

- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 金 726,000,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 66,000,000 円)
- 6 支払方法 前金払 する
部分払 しない
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着工 令和 8 年 月 日
完成 令和 9 年 1 月 29 日
- 8 契約の相手方 大阪府寝屋川市萱島信和町 14 番 1 号
丸信住宅株式会社
代表取締役 西 村 徹 也

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 打上川治水緑地再整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市太秦桜が丘 25 番地内 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 土木工事 一式
(2) 建築工事 一式
(3) さく井工事 一式
(4) 揚水設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 607, 200, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 55, 200, 000 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着工 令和8年 月 日
完成 令和9年3月18日 |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府寝屋川市仁和寺本町五丁目 17 番 20 号
林建設株式会社
代表取締役 林 和 哉 |

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 深谷排水機場エンジン更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府枚方市出口六丁目7番4号 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 機械設備工事 一式
ア 雨水排水ポンプ駆動用エンジン1台
イ 附帯設備
(2) 電気設備工事 一式
ア 制御電源及び計装用電源設備
イ 負荷設備
ウ 計装設備
(3) 既存設備工事 一式
補完ポンプ撤去 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 207,900,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 18,900,000 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着工 令和8年 月 日
完成 令和9年9月30日 |

8 契約の相手方 大阪府大阪市北区天満二丁目7番30号
朝日企業株式会社
代表取締役社長 村上博崇

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 松 本 勉 (まつもと つとむ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 47 年 5 月 慶応義塾大学経済学部 卒業
昭 和 51 年 3 月 慶応義塾大学法学部 卒業
昭 和 52 年 3 月 慶応義塾大学大学院法学研究科修士課程 中退

職 歴

昭 和 52 年 4 月 司法研修所 入所
昭 和 54 年 3 月 同 上 終了
昭 和 54 年 4 月 真砂泰三法律事務所 入所
昭 和 56 年 3 月 同 上 退所
昭 和 56 年 4 月 関西法律特許事務所 入所
昭 和 59 年 3 月 同 上 退所
昭 和 59 年 4 月 松本勉法律事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 6 年 3 月 日本弁護士連合会代議員
至 平成 7 年 4 月

自	平成 13 年 4 月	大阪弁護士会常議員
至	平成 14 年 3 月	
自	平成 13 年 6 月	大阪府寝屋川警察署協議会委員
至	平成 17 年 6 月	
自	平成 14 年 3 月	寝屋川市公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 14 年 7 月	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至	平成 17 年 7 月	
自	平成 14 年 11 月	淀川左岸用排水管理組合公平委員会委員
至	平成 18 年 3 月	
自	平成 15 年 4 月	大阪府都市競艇組合公平委員会委員
至	平成 18 年 3 月	
自	平成 16 年 8 月	北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 16 年 10 月	人権擁護委員
至	令和 4 年 12 月	
自	平成 20 年 4 月	大阪家庭裁判所家事調停委員
至	令和 2 年 3 月	
自	平成 21 年 7 月	枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至	現 在	
自	平成 27 年 8 月	登録政治資金監査人
至	現 在	

賞 罰

平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
平成 28 年 10 月	公平委員会制度 65 周年記念総務大臣表彰
平成 30 年 10 月	全国公平委員会連合会表彰

議案第 13 号

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条経営企画部の項第 5 号中「広報」の次に「及び広聴」を加え、同条市民サービス部の項第 5 号中「広聴及び」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

寝屋川市行政手続条例の一部改正

寝屋川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市行政手続条例の一部を改正する条例

寝屋川市行政手続条例（平成9年寝屋川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項、」を「第15条第3項及び第4項、」に、「同項第3号及び」を「同条第4項中「第1項第3号及び」に、「同項第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市行政手続条例第15条第3項及び第4項（こ

これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第12条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第14条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低賃金を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種

初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条の4第1項の表イ項通勤手当の額の欄を次のように改める。

25,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額にその者の支給対象期間における月数を乗じて得た額

第14条の4第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「第1項の表の例により」の次に「、第2項の適用を受ける職員にあつては第2項の例により」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の表イ項若しくはウ項に掲げる職員又は前項の規定により同表イ項若しくはウ項の適用を受ける職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第19条中「地域手当」の次に「並びに初任給調整手当」を加える。

（寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する

る条例（昭和 45 年寝屋川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 の見出し中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 105 条第 1 項」を「第 163 条の 59 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「(キオスク端末による交付の場合にあっては、1 件につき 350 円)」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(キオスク端末による交付を行う場合等に係る手数料の額の特例)

- 3 令和 8 年 5 月 7 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、第 2 条第 1 号、第 8 条第 2 号及び第 4 号、第 13 条並びに第 14 条第 2 号の規定によりキオスク端末による交付を行う場合又は当該申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われたときにおける交付を行う場合におけるこれらの規定の適用については、第 2 条第 1 号中「350 円」とあるのは「10 円」と、第 8 条第 2 号及び第 4 号、第 13 条並びに第 14 条第 2 号中「200 円」とあるのは「10 円」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年寝屋川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 章」を「(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係るものに限る。)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置等）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、市長が定める。

議案第 19 号

寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営 に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）及び次項に定めるところによる。

2 特定乳児等通園支援事業においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

寝屋川市保育士修学資金貸付条例の制定

寝屋川市保育士修学資金貸付条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市保育士修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、指定保育士養成施設に修学し、将来、市内保育所等において保育士等の業務に従事しようとする者に対し、保育士修学資金を貸し付け、その修学を支援することにより、寝屋川市の区域内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。
- (2) 市内保育所等 寝屋川市の区域内に所在する保育所その他規則で定める施設をいう。
- (3) 保育士等 保育士又は保育教諭をいう。

(修学生の資格)

第3条 保育士修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会から保育士修学資金の貸付けを受けていること又は指定保育士養成施設の長から推薦を受けていること。
- (2) 指定保育士養成施設において修学していること。
- (3) 指定保育士養成施設を卒業した後、規則で定めるところにより、市内保育所等において、5年以上、保育士等の業務に従事しようとする者

(保育士修学資金の月額)

第4条 保育士修学資金の額は、月額50,000円以内とする。ただし、修学生1人につき1,200,000円を限度とする。

(貸付期間)

第5条 保育士修学資金の貸付期間は、指定保育士養成施設に入学する日の属す

る月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月までとする。

(貸付金の利子)

第6条 保育士修学資金の貸付金は、無利子とする。

(修学生の申請及び決定)

第7条 修学生になることを希望する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、修学生に該当するかどうかを審査し、修学生を決定する。

(連帯保証人)

第8条 修学生は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの休止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由(次項において「休学等の事由」という。)が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間(同項において「休学等の期間」という。)の分の保育士修学資金の貸付けを休止することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の保育士修学資金として既に貸し付けられた保育士修学資金があるときは、その保育士修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第10条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、保育士修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 指定保育士養成施設を退学したとき。
- (3) 修学生であることを辞退したとき。
- (4) 保育士修学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

- (6) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (7) 偽りその他不正な手段により保育士修学資金の貸付けを受けたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(返還)

第11条 保育士修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により保育士修学資金の貸付けが廃止された場合は、規則で定める期間内に、貸付けを受けた保育士修学資金を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 市長は、保育士修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由が継続する期間、保育士修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 次条第1号の規定による保育士修学資金の返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき。

(返還の免除)

第13条 市長は、保育士修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸し付けた保育士修学資金の全部又は一部の返還の債務を免除することができる。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業した日の翌年の4月1日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときはその翌日）までの間に規則で定めるところにより市内保育所等で保育士等の業務に従事し、引き続き5年間（やむを得ない事由により市内保育所等で保育士等の業務に従事できなかった期間を除く。）当該業務に従事したとき。
- (2) 前号に規定する期間中に、その業務に起因して死亡したとき又はその業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(延滞利子)

第14条 保育士修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく保育士修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき保育士修学資金の額につき遅延した日の時点の法定利率による延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、保育士修学資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

寝屋川市立こども図書館条例の一部改正

寝屋川市立こども図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立こども図書館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立こども図書館条例（令和 7 年寝屋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第 11 項に規定する乳児等通園支援をいう。）に関する事。

第 6 条に次の 1 項を加える。

5 乳児等通園支援を利用することができる者は、現に子ども・子育て支援法第 30 条の 15 第 2 項に規定する乳児等支援給付認定を受けている乳児等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項の乳児又は幼児をいう。）の保護者とする。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「一時預かり事業」の次に「若しくは乳児等通園支援」を加える。

第 14 条を第 15 条とし、第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援の使用料）

第 10 条 乳児等通園支援の使用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）第 12 条第 2 項に規定する当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額とし、乳児等通園支援を利用した者は、同項の規定により支払を受ける額及び同条第 3 項の費用の額として規則で定める額を納付しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規則で定める額について準用する。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

寝屋川市立消費生活センター条例の一部 改正

寝屋川市立消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立消費生活センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立消費生活センター条例（平成 27 年寝屋川市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 位置 大阪府寝屋川市東大和町 2 番 14 号

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 及び第 11 条の 3 を削る。

第 15 条の 2 第 1 項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 15 条の 3 第 1 号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第 2 号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 19 条の 5 の 2 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 19 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 19 条の 6 第 1 号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 19 条の 10 の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 19 条の 11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第 22 条の 2、第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 25 条に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入 (法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 19 条の 12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者 (令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援納付金賦課額に 1 円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 19 条の 13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 19 条の 14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18 歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における 18 歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 19 条の 15 第 19 条の 12 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を超えることができない。

第 22 条第 1 項中「第 16 条若しくは第 19 条の 5 の 3」を「第 16 条第 1 項若しくは第 19 条の 5 の 3 第 1 項」に、「若しくは第 19 条の 7 第 1 項の額」を「、第 19 条の 7 第 1 項の額若しくは第 19 条の 12 第 1 項の額」に、「、第 23 条第 1 項」を「若しくは同条第 5 項各号に定める額、第 23 条第 1 項」に、「同条第 3 項の規定」を「同条第 3 項又は第 4 項の規定」に改め、「第 19 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 23 条第 4 項第 1 号（同条第 6 項）を「同条第 5 項（同条第 7 項又は第 8 項）に、「第 24 条第 1 項

各号（同条第3項又は第4項）を「第24条第1項各号（同条第3項から第5項まで）」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号」に、「同条第7項又は第8項」を「同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第25条第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第19条の5の3第1項の額又は第19条の7第1項の額」を「、第19条の5の3第1項、第19条の7第1項若しくは第19条の12第1項の額」に、「、第23条第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項」に改め、「第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第25条第1項に定める」に改める。

第22条の2第1項第1号中「所得税法第57条第1項」を「所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項」に改め、「次号及び第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第19条の12第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付

義務者であつて前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第19条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第22条の3中「第17条第1項及び前条第1項」を「第17条第1項、第19条の5の4、第19条の8及び第19条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第23条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第19条の5の5」との次に「、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と」を加え、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を、「第19条の5の5」との次に「、「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条」とあるのは「第19条の14」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と、第2項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の14第3項」と読み替えるものとする。

第23条に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第5項各号」と、「第19条」とあるのは「第19条の14」と、「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と、第6項中「第19条第3項」とあるのは「第19条の14第3項」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「法施行規則第32条の10の2」を「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の3」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に、「第19条」を「第19条第2項」に、「第19条の5の5」を「第19条の5の5第2項」に改め、同条第4項中「第19条」を「第19条第2項」に、「第19条の9」を「第19条の9第2項」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「介護納付金賦課限度額」との次に「、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第19条」を「第19条第2項」に、「第19条の9」を「第19条の9第2項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「前項」に、「第19条」を「第19条第2項」に、「第19条の5の5」を「第19条の5の5第2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条」とあるのは「第19条の12」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と読み替えるものとする。

第24条に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条」とあるのは「第19条の12」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「第22条の2第1項各号」とあるのは「第22条の2第5項各号」と、第7項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の14第2項」と読み替えるものとする。

第25条を次のように改める。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第25条 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第19条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条の2第5項、第23条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第19条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第19条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 24 号

寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 13 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア、第 17 号ア及び第 18 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和

40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項 (第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア、第 16 号ア、第 17 号ア及び第 18 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 100,000 円を加えた額によるものとし、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者 (同年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項 (第 6

号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第14条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を

除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が

100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 25 号

寝屋川市立産業振興センター条例の一部 改正

寝屋川市立産業振興センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立産業振興センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立産業振興センター条例（平成 17 年寝屋川市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表 第 4 セミナー室の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

寝屋川市保健所条例の一部改正

寝屋川市保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市保健所条例の一部を改正する条例

寝屋川市保健所条例（平成 30 年寝屋川市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 位置 大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 27 号

寝屋川市立市民交流中核施設条例の制定

寝屋川市立市民交流中核施設条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立市民交流中核施設条例

(目的及び設置)

第1条 市民の生涯学習に係る活動を支援し、及び市民相互の交流を推進するとともに、併せて高齢者の福祉を増進するため、大阪府寝屋川市早子町23番1-501号に、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）を設置する。

(事業)

第2条 市民交流中核施設においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習及び市民相互の交流に係る機会の提供に関する事
- (2) 生涯学習及び市民相互の交流に係る情報の収集及び提供に関する事
- (3) 生涯学習及び市民相互の交流に係る相談に関する事
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、生涯学習に係る活動の支援及び市民相互の交流の推進に関する事業
- (5) 寝屋川市立高齢者福祉センター条例（平成17年寝屋川市条例第19号。以下「高齢者福祉センター条例」という。）第3条第1項各号に掲げる事業

(開館時間及び休館日)

第3条 市民交流中核施設の開館時間及び休館日は、規則・教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 市民交流中核施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) この条例（第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例を含む。）の規定により指定管理者が行うこととされた業務その他の第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 市民交流中核施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、教育委員会又は市長が指定する業務

(施設及び附属設備)

第5条 市民交流中核施設に、次の各号に掲げる施設を設ける。

- (1) ホール
- (2) 会議室
- (3) 和室
- (4) 音楽室
- (5) 軽運動室
- (6) 調理室
- (7) ギャラリー
- (8) 高齢者福祉センター条例第2条に規定する寝屋川市立中央高齢者福祉センター（以下「中央高齢者福祉センター」という。）

2 前項第1号から第7号までに掲げる施設の附属設備として、舞台設備、音響設備、映写設備その他の設備を備える。

(利用許可)

第6条 市民交流中核施設の施設等（前条第1項第1号から第7号までに掲げる施設及び同条第2項に規定する附属設備をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民交流中核施設の施設等の適正な利用を確保するため必要があると認めるときは、前項に規定する許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 市民交流中核施設の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 市民交流中核施設の施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市民交流中核施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第7条 市民交流中核施設の施設等について利用許可を受けた者は、指定管理者に、これらの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、後納すること

ができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、教育委員会が定める場合に該当するときその他特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者は、当該市民交流中核施設の施設等を利用する権利を譲渡し又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第9条 市民交流中核施設の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、市民交流中核施設の施設等に特別の設備を設け又は変更を加えてはならない。

(入館の拒否等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、市民交流中核施設への入館を拒み、市民交流中核施設の施設等の利用を制限し若しくは利用許可を取り消し、又は市民交流中核施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則若しくはこれらに基づく指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。
- (2) 他人に迷惑をかけ又は他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 市民交流中核施設の管理上又は公益上やむを得ない必要を生じたとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、市民交流中核施設の施設等を利用した場合において、その利用を終了したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用許可を取り消され又は退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償等)

第12条 市民交流中核施設の施設等を損傷した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額の

全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 市民交流中核施設の管理に関し必要な事項（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）は、教育委員会規則で定める。

(高齢者福祉センター条例の適用)

第14条 中央高齢者福祉センターの管理に関しては、この条例に規定する事項のほか、高齢者福祉センター条例中の中央高齢者福祉センターの管理に関する規定を適用する。

(管理を指定管理者に行わせない場合の読替え適用)

第15条 市民交流中核施設の管理を指定管理者に行わせない場合には、この条例の規定（中央高齢者福祉センターの管理に関する事項を除く。）中「指定管理者」とあるのを「教育委員会」と読み替えてこの条例の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則・教育委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定並びに利用許可その他の市民交流中核施設の施設等の利用及び中央高齢者福祉センターの利用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例及び第14条の規定により適用する高齢者福祉センター条例中の相当する規定の例により行うことができる。

(寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部改正)

3 寝屋川市立高齢者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「寝屋川市成田町3番6号」を「寝屋川市早子町23番1-501号」に改める。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの開館時間は、寝屋川市立市民交流中核施設条例（令和8年寝屋川市条例第 号）に規定する寝屋川市立市民交流中核施設（次条第1項において「市民交流中核施設」という。）の開館時間とする。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する開館時間を変更す

ることができる。

第6条ただし書を次のように改める。

ただし、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの休館日は、市民交流中核施設の休館日とする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、特別の事情があるときは、前項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第14条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、寝屋川市立中央高齢者福祉センターの指定管理者による管理については、寝屋川市立市民交流中核施設条例第4条の規定を適用する。

第14条第3項中「第5条又は第6条」を「第5条第2項又は第6条第2項」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

- 4 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成29年寝屋川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	を
」			
「		寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	に
市長及び教育委員会		寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会	
」			

改める。

別表（第7条関係）

1 施設の利用料金

利用施設	利用料金の額			
	利用区分			
	午前 〔午前10時から 午後零時30分まで〕	午後A 〔午後1時から 午後3時まで〕	午後B 〔午後3時30分から 午後5時30分まで〕	夜間 〔午後6時から 午後9時まで〕
ホール1	4,200円	3,800円	3,800円	5,700円
ホール2	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
ホール3	3,800円	3,400円	3,400円	5,100円
会議室1	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
会議室2	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
会議室3	900円	800円	800円	1,200円
会議室4	600円	600円	600円	900円
和室	2,400円	2,200円	2,200円	3,300円
音楽室	2,700円	2,400円	2,400円	3,600円
軽運動室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
調理室	2,900円	2,600円	2,600円	3,900円
ギャラリー1	2,000円	1,800円	1,800円	2,700円
ギャラリー2	900円	800円	800円	1,200円
ギャラリー3	900円	800円	800円	1,200円

備考

- (1) 「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分のほか、次に掲げる区分を単位として続けて利用することもできる。この場合における利用料金の額は、当該区分に対応するこの表に規定する金額の合計額とする。

午前及び午後A〔午前10時から午後3時まで〕

午後A及び午後B〔午後1時から午後5時30分まで〕

午後B及び夜間〔午後3時30分から午後9時まで〕

午前、午後A及び午後B〔午前10時から午後5時30分まで〕

午後A、午後B及び夜間〔午後1時から午後9時まで〕

午前、午後A、午後B及び夜間〔午前10時から午後9時まで〕

- (2) 利用者の住所（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地）が寝屋川市の区域外にある場合における利用料金の額は、この表に規定する金額に、当該金額の5割相当額を加算した額とする。
- (3) 利用者が入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合その他営利の目的をもって利用する場合における利用料金の額は、この表に規定する金額（前号の規定に該当するときは、同号の規定により算定される額）の2倍相当額とする。
- (4) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額（前2号の規定に該当するときは、これらの規定により算定される額）の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

2 附属設備の利用料金

利用附属設備	利用料金の額
舞台設備	一の利用区分につき、2,000円
音響設備	一の利用区分につき、2,000円
映写設備	一の利用区分につき、2,000円
その他の設備	当該設備の種別・内容に応じ、教育委員会が定める金額

備考

- (1) 「利用区分」とは、前項の表に定める「午前」、「午後A」、「午後B」又は「夜間」の利用区分をいう。
- (2) 利用区分の時間を超えて利用する場合には、超過1時間（30分以上1時間未満の端数は、これを1時間とする。）につき、この表に規定する金額の3割相当額を超過利用料金として徴収する。

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 196	石津東2号線	石津東町 117番19先から	石津東町 131番11先まで
A - 413	池田一丁目14号線	池田一丁目 181番4先から	池田一丁目 180番8先まで
D - 686	明和一丁目10号線	明和一丁目 1156番5先から	明和一丁目 1002番7先まで
D - 704	明和一丁目12号線	明和一丁目 1167番4先から	明和一丁目 1169番5先まで
D - 708	高宮二丁目19号線	高宮二丁目 158番3先から	高宮二丁目 158番12先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和8年2月24日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 196	石津東2号線	石津東町 122番8先から	石津東町 59番6先まで
A - 413	池田一丁目14号線	池田一丁目 181番4先から	池田一丁目 124番3先まで
B - 345	国松41号線	国松町 517番先から	国松町 314番8先まで
B - 346	国松42号線	国松町 514番1先から	国松町 314番10先まで
B - 347	国松43号線	国松町 514番1先から	国松町 314番20先まで
B - 348	国松44号線	国松町 314番16先から	国松町 314番14先まで
B - 349	成田町27号線	成田町 568番30先から	成田町 568番44先まで

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
B - 350	成田町28号線	成田町 568番33先から	成田町 568番36先まで
D - 686	明和一丁目10号線	明和一丁目 1169番6先から	明和一丁目 1002番7先まで
D - 704	明和一丁目12号線	明和一丁目 1167番4先から	明和一丁目 1173番2先まで
D - 708	高宮二丁目19号線	高宮二丁目 158番3先から	高宮二丁目 162番6先まで
D - 721	明和一丁目15号線	明和一丁目 1164番14先から	明和一丁目 1158番15先まで
D - 722	高宮二丁目21号線	高宮二丁目 162番2先から	高宮二丁目 124番12先まで
D - 723	高宮二丁目22号線	高宮二丁目 162番2先から	高宮二丁目 399番7先まで
D - 724	太秦元町14号線	太秦元町 143番6先から	太秦元町 143番8先まで
D - 725	河北中43号線	河北中町 278番1先から	河北中町 278番3先まで

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 荒 木 和 美 (あらき かずみ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

平成 5 年 3 月 大阪大学理学部卒業

職 歴

平成 5 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 21 年 4 月 まち政策部都市計画室課長
平成 22 年 4 月 総務部人事室長 (次長待遇) 兼課長
平成 24 年 4 月 総務部長
平成 27 年 7 月 総合調整監兼経営企画部部长 (市長室担当) 兼市長室長
平成 28 年 4 月 総合調整監兼経営企画部部长
平成 30 年 4 月 教育委員会事務局 教育次長 (理事待遇) 兼学校教育部部长
令和 元年 6 月 管理監 (理事待遇)
教育委員会事務局 教育次長兼学校教育部部长 (併任)
令和 元年 10 月 理事 (まち政策部担当) 兼管理監
教育委員会事務局 教育次長兼学校教育部部长 (併任)
令和 2 年 4 月 2 軸化事業本部副本部长 (理事待遇) 兼管理監
教育委員会事務局 教育次長兼学校教育部部长 (併任)
令和 3 年 4 月 理事 (子育て・教育総合支援担当) 兼 2 軸化事業本部长
代理兼管理監
教育委員会事務局 教育次長兼学校教育部部长 (併任)
令和 5 年 8 月 理事 (経営企画部・総務部担当、市民サービス・働き方
改革担当) 兼経営企画部部长兼市長室長
令和 7 年 3 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平成 21 年 4 月
至 平成 24 年 3 月
寝屋川市立第四中学校学校評議員

自 令和 7 年 4 月
至 現 在
寝屋川市教育委員会教育長

賞 罰

な し